

「高機能性化学研究開発拠点」(仮称) 設計・工事監理等業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

京都市域における産業競争力の確保と新規事業の創出を図ることを目的として、京都地域に集積する大学・研究機関、企業等の連携により最先端の大学の技術シーズを着実に事業化する産学研究プロジェクトを推進し、付加価値の高い高機能性化学品※の創出を通して日本発の「グリーン・イノベーション」(環境エネルギー分野革新)と「ライフ・イノベーション」(医療・介護分野革新)を実現するために、産学公連携による研究開発拠点を「らくなん進都」内に整備します。

また、本拠点では、試作や技術移転等の専門知識を身につけた高度人材の育成や、産学公の交流の場を提供し、幅広い情報交流の促進と、新たな連携の創出を図ります。

このように本拠点では高度な性能が要求されるため、本実施要領において、設計者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力、豊富な経験等を求め、取組体制や業務実施方針及び実現方策等を評価することにより、最も適した設計・工事監理者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

※ 最先端のナノテクノロジー、バイオテクノロジーを活用した、高い競争力を有する電子材料・医薬中間体等の機能性化学品

2 建物コンセプト

本拠点は、以下の基本方針に基づいて整備を行います。

(1) 産学公連携による化学分野における研究開発拠点

京都大学をはじめとする京都地域に数多く集積する大学・研究機関、企業等が連携し、化学分野における最先端の大学の技術シーズを着実に事業化するための研究プロジェクトを順次推進します。

研究室は、最先端の研究プロジェクトを実施するために、高い性能水準を満たすとともに、研究プロジェクトの変化等の環境変化にフレキシブルに対応できることが必要です。

(2) 産学交流拠点

らくなん進都内には、高度な技術を有するものづくり企業等が多数集積しており、企業間相互や企業と大学・研究機関との交流を図り、単独の企業のみでは困難な新技術の開発、販路拡大等企業活動の広がりや多様化を促進するため、自由に企業や大学等研究者が交流できるスペースを設けます。

(3) 環境配慮型施設

らくなん進都は、京都市において低炭素型モデル地区に位置付けられており、本拠点の整備においても、「環境共生と低炭素のまち・京都」に相応しい、環境負荷を低減し、かつ長期的な運営経費の削減等経済的効率性を兼ね備えた環境に配慮した施設とします。

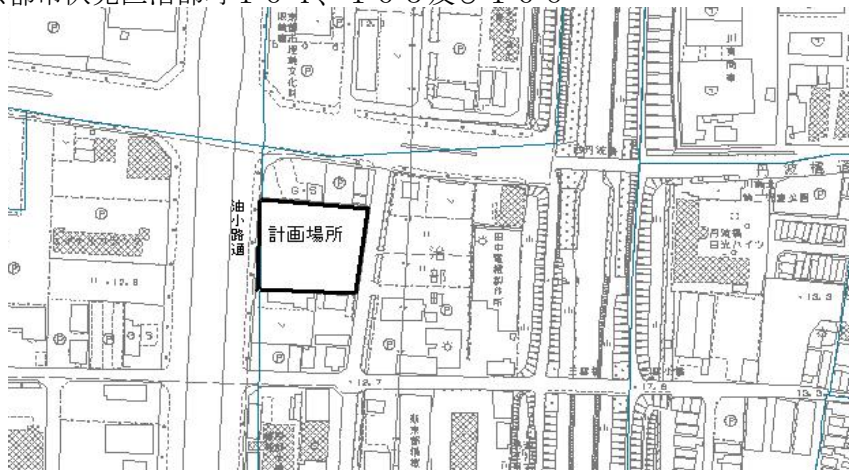
3 業務の概要

- (1) 委託業務名 高機能性化学研究開発拠点（仮称）の設計・工事監理等業務委託
- (2) 委託業務内容
- ア 設計等業務
 - ・基本設計業務
 - ・実施設計業務（確認申請等の各種手続きを含む）
 - ・概算レベルの予算書作成業務
 - イ 工事監理業務
 - ウ コンサルティング業務
 - ・本拠点の整備における設計等業務に係る与条件の整理、バリューエンジニアリング等によるコンサルティング業務
 - エ その他業務
 - ・地盤調査、微振動調査等に関する調査業務
- (3) 建設予定地 京都市伏見区治部町104ほか（らくなん進都内）
- (4) 履行期間 調査・設計業務：契約の日から平成24年7月まで（予定）
工事監理業務：着工の日から平成25年10月まで（予定）
コンサルティング業務：契約の日から平成25年10月まで（予定）
- (5) 発注者及び担当者
- ア 発注者 財団法人京都高度技術研究所
 - イ 担当者 担当部署：産学連携事業部
担当者名：横田
電話：075-366-5230 FAX：075-315-3614
メールアドレス：hashiwatashi@astem.or.jp

4 計画施設の概要

(1) 計画場所

京都市伏見区治部町104、105及び106



（この地図は、京都市都市計画基本図を参考に作成しました。）

(2) 敷地の条件

- ア 敷地面積 2,999.5 m²
- イ 用途地域等 準工業地域 (容積率400%/建ぺい率60%/31m高度地区)
準工業地域 (容積率300%/建ぺい率60%)
準工業地域 (容積率200%/建ぺい率60%)
商業地域 (容積率400%/建ぺい率80%/31m高度地区)

(3) 計画施設の概要

- ア 構造・階数 SRC造又はRC造 6階建て
- イ 施設規模 延床面積 約6,000 m²
- ウ 工事費 約20億円 (消費税及び地方消費税を含む)
※外構、緑地、駐車場整備等含む
- エ 駐車台数 30台程度

(4) 施設諸室計画

- ア 共同研究用ラボ
京都大学をはじめとする京都地域に集積する大学・研究機関、企業等が連携し、化学分野における最先端の技術シーズを着実に事業化する研究プロジェクトを順次実施するためのスペース
- イ レンタルラボ
産学連携により化学分野の研究を行う企業、大学等が入居し、産業化に繋がる研究開発等を行うためのスペース
- ウ 共通会議室
入居する研究者、企業等が会議等を行うためのスペース
- エ レンタルオフィス
研究成果の技術移転や産業化等を支援する機関が入居するオフィススペース
- オ 交流スペース
企業等や研究者が自由に集まり、新たな連携に向けた交流や、リラックスした雰囲気での協議等を行うための飲食の提供も可能とするスペース
- カ 事務室
研究及び研究成果の産業化への支援を行うコーディネータ等が常駐するほか、施設管理等を行うためのスペース

5 参加資格要件

- (1) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、一級建築士が5人以上所属していること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿 (測量・設計等) に登載されている者で、かつ登録種目が建築設計である者

- (3) 提案書の提出期限（提出期限の末日）において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務の公表の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- (5) 会社更生法の適用を申請した者にあつては、本業務の公表の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (7) 化学分野における研究施設で、建物の延床面積5,000㎡以上の施設にかかる新築工事の基本設計及び実施設計を元請として履行した実績を3件以上有する者（ただし、設計等業務完了後10年以内のものとする）
- (8) 管理技術者又は主任担当技術者に、構造設計一級建築士（常時3ヶ月以上の雇用関係にあるもの）の資格を有する技術者を配置できること。

6 提出書類

- (1) 必要な様式及び参考書類の入手等
 - ア 提案書等の必要な様式等は当財団ホームページよりダウンロードしてください。
 - イ 配布期間
平成23年10月14日（金）から
- (2) 提出書類
 - ア 提案書（様式1）
 - イ 企業の概要及び業務実績等（様式2）
 - ウ 管理技術者の経歴及び業務実績等（様式3）
 - エ 主任担当技術者の経歴及び業務実績等（様式4）
 - オ 業務の実施方針・実施手法について（様式5）
 - カ 一級建築士事務所登録通知書の写し
 - キ 特定テーマに対する技術提案（様式6）
- (3) 提出部数
アは1部、イ～キは各10部、PDFデータ 1部
- (4) 提出期限
平成23年10月31日（月） 午後5時まで
- (5) 提出先及び提出方法
当財団へ持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送してください。）。PDFデータはCD-ROMにて提出してください。

7 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは設計・工事監理等業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。具体的な作業は、契約後に提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとします。本要領において記載した事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意してください。

(2) 提案書の作成方法

ア 提案書の様式は、別添一様式1～6（A4判）に示されるとおりとします。

イ 文字は注釈等を除き、原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。ただし、枠の大きさについては適宜調整して構いません。

ウ 多色刷りを可とします。

(3) 記入要領及び注意事項

ア 企業の概要及び業務実績等（様式2）

化学分野における研究施設で、建物の延床面積5,000㎡以上の施設に係る新築工事の基本設計及び実施設計を元請として履行した実績（ただし、設計等業務完了後10年以内のものとする）について、以下の項目を記載してください。（10件まで）

- ・業務名称

業務の名称を記載してください。

- ・契約日及び履行期間

契約日及び履行期間を記載してください。

- ・発注者

発注者を記載してください。

- ・業務概要

対象施設の施設用途及び規模・構造を記載してください。

イ 管理技術者及び主任担当技術者の経歴及び実績等について（様式3、様式4）

管理技術者（様式3）、主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）（様式4）について、以下のとおり記載してください。主任担当技術者については、業務分野ごとに作成してください。

(ア) 氏名

技術者の氏名を記載してください。

(イ) 年齢

技術者の年齢（提出時現在）を記載してください。

(ウ) 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

(エ) 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、担当業務分野における資格を記入してください。

(オ) 業務実績

管理技術者及び主任担当技術者の条件は以下のとおりとし、業務実績について3件まで記載してください。

a 管理技術者

- ・一級建築士で5年以上の業務経験のあるもの
- ・過去10年以内に化学分野の研究施設で、建物の延床面積5,000㎡以上に係る新築工事の設計業務の実績を有するもの

b 主任担当技術者

- ・過去10年以内に研究施設で、建物の延床面積5,000㎡以上に係る新築工事の設計又は設計補助業務の実績を有するもの

ウ 業務の実施方針・実施手法（様式5）

業務の実施方針、実施体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（様式6に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述してください。

エ 特定テーマに対する技術提案（様式6）

以下のテーマに関する提案を記載してください。

テーマ：環境に配慮した施設

環境負荷を低減し、かつ長期的な運営経費の削減等経済的効率性を兼ね備えた環境に配慮した施設とするための計画を提案してください。

オ その他留意点等

(ア) ア及びビについて、必要に応じてヒアリング時等実績の具体的内容を確認することがあります。

(イ) ウ及びエの記載にあたっては以下の事項に留意してください。

- 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を様式5及び様式6に収まる範囲（各様式A4判1枚以内）で簡潔に記述してください。
- 最小限のイメージ図・イラスト等視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはなりません。
- 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピューターグラフィックスによるものを含む。）を使用してはなりません。

8 本件に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成23年10月14日（金）から平成23年10月20日（木） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（添付ファイル不可）のみの受付です。件名を「プロポーザル質問書」とし、質問事項、事業者名、所属部署名、担当者名、電話番号を記載して、当財団へ提出してく

ださい。(電子メール: hashiwatashi@astem.or.jp)

質問を受け付けると、受付メールを送信します。受付メールが届かない場合は、受付されていませんので、当財団までお問い合わせください。

(3) 回答方法

質問書の回答を集約して、平成23年10月24日(月)に当財団のホームページで公開します。

9 選定方針

本プロポーザルの審査は、審査委員会による書類審査(第1次審査)及びプレゼンテーション審査(第2次審査)(提案者による提案内容の説明及び審査委員からの質疑応答)を行い、本業務に適した最優秀者を特定します。

10 審査

(1) 第1次審査

プロポーザルに係る提案書を審査し、第2次審査の対象となる者(以下「ヒアリング要請者」という。)を3者程度選定します。

ア 実施日時

平成23年11月2日(水) 予定

イ 審査結果の通知

審査結果は提案書を提出した者すべてに文書で通知します。

(2) 第2次審査

ヒアリング要請者を対象としてヒアリングを行い、受託予定者を選定します。

ア 実施日時

平成23年11月10日(木) 予定

イ 実施場所

当財団又は京都リサーチパーク地区内の会議室

ウ 出席者

管理技術者1名(必須)、主任担当技術者2名までとし、計3名以下としてください。

エ 審査結果の通知・公表

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知するほか、当財団により公表します。

オ その他

第2次審査の時間等詳細については平成23年11月4日(金)にお知らせします。

11 評価基準

企業の能力、管理技術者・主任担当技術者の能力、業務の実施体制、業務の実施方針・実施手法及び特定テーマに対する提案内容について以下の視点で評価します。

- ・企業、管理技術者及び主任担当技術者の研究施設の設計・工事監理業務の実績は十分か。

- ・本業務を遂行する上での体制は十分か。
- ・業務の実施方針・実施手法が建物コンセプト等をよく理解した的確な内容であるか。
- ・特定テーマに対する提案内容の的確性、実現性及び独創性のあるものか。

1 2 業務委託契約に関する事項

(1) 契約に係る予算見込み

本業務委託に係る「ア 設計等業務」及び「イ 工事監理業務」の予算（上限）は、1億円（消費税及び地方消費税を含む。「ウ コンサルティング業務」及び「エ その他業務」は含まず。）を予定しています。

(2) 契約締結手続

当財団は、審査の結果、最優秀者を受託予定者として設計・工事監理等業務の契約交渉を行うものとします。

その他の理由により契約できなかった場合は、審査による評価が次順位の者と交渉を行うものとします。

本プロポーザルは、本業務に係る最も適した設計・工事監理者を選定するものであることから、提案書等に記載された内容及びヒアリングの内容は、基本的に尊重しますが、契約対象となる業務の内容については、当財団と十分協議のうえで決定することとなります。

1 3 プロポーザルの日程（予定）

平成23年10月14日（金）	実施要領の公表
10月14日（金）～10月20日（木）	質問受付
10月24日（月）	質問への回答
10月25日（火）～10月31日（月）	提案書等の提出
11月 2日（水）	第1次審査委員会
11月 4日（金）	第1次審査結果の通知
11月10日（木）	ヒアリングの実施
	第2次審査委員会
11月14日（月）	第2次審査結果の通知
11月中旬頃	契約締結

1 4 その他

(1) 失格条項

- ア 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 指定する提案書等の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- エ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 提案書等に許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの
- キ 審査結果に影響を与える工作その他不正な行為が行われたもの

- ク ヒアリングに出席しなかったもの
- ケ その他当財団が不適格と認めるもの

(2) 受注資格の喪失

本業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）と資本、人事面等において関連があると認められる製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

(3) 提出に伴う費用

提案書等の作成及び提出に伴う経費のすべては、これらを作成または提出する者の負担とします。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 提出物の取り扱い

- ア 提出された提案書等の知的所有権は提出者に所属しますが、選定作業等に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- イ 提出期限後における提案書等の差し替え又は再提出は認めません。また、提案書等に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができません。
- ウ 提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、本業務に係る最も適した設計・工事監理者の選定以外には使用しません。
- エ 各書類の提出後、当財団の判断により、補足資料の提出を求めることがあります。

(6) その他

- ア 本プロポーザル方式による設計・工事監理者選定は、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- イ 本プロポーザルに係る提案は、1者につき1案のみとします。
- ウ ヒアリング及び審査委員会は非公開とします。
- エ 提案書等の作成のために当財団から受領した資料は、当財団の許可なく公表し、又は使用することはできません。
- オ メール等の通信事故については、当財団はいかなる責任も負いません。
- カ 本プロポーザルの審査委員会の構成員及びその家族が関係する設計事務所に所属する者は参加できません。
- キ 提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（総合担当を除く。）についての協力者を加えることができます。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できません。
- ク 応募予定者に対する現地見学会等は開催しません。個別に現地見学等を行う場合は、プライバシーに配慮し、近隣住民、通行人などに迷惑がかからないようにしてください。
- ケ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。